

Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2021, Urgent Rule Change Notice 1 に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編及び CSR-B&T 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IACS は、ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則 (Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers) に対する緊急規則改正を Urgent Rule Change Notice 1 として 2021 年 8 月に採択した。

今般、Urgent Rule Change Notice 1 に従い、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 鋼船規則 CSR-B&T 編において、曳航及び係留設備関連の要件については、別の本会関連規則に従うよう改めるとともに、本編から関連規定を削除する。
- (2) 防撓材の寸法に関する要件を改める。
- (3) CSR 適用船が鋼船規則 C 編 27 章を適用する場合、船体支持構造の腐食予備厚は、鋼船規則 CSR-B&T 編に規定する腐食予備厚を用いるよう規定する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

27 章 艤装

27.1 アンカー、チェーン

27.1.6 ウインドラス及び制鎖器の船体支持構造

-3.を次のように改める。

-3. 船体支持構造は、ネット寸法を用いて評価しなければならない。有限要素解析によって強度評価を行う場合は、**27.2.3-5**の規定を準用する。腐食予備厚は~~2.0 mm~~とする**27.2.7**によること。

27.2 曳航及び係留のための設備

27.2.7 を次のように改める。

27.2.7 腐食予備厚

曳航設備，係留設備，その台座及び基部並びに船体支持構造の腐食予備厚は次の(1)から(3)に掲げるものとしなければならない。ただし，本会が適当と認める規格の曳航及び係留設備であって，規格内で腐食予備厚を考慮している場合はこの限りではない。

- (1) 船体支持構造：total 2.0 mm。コンテナ運搬船であって，ネット寸法手法により寸法が決定した部材にあつては，**32.1.3**に規定する腐食予備厚を用いることができる。CSR-B&T 編を適用する船舶にあつては，CSR-B&T 編 1 編 3 章 3 節に規定する腐食予備厚を用いること。
- (2) 本会が適当と認める規格に従った曳航設備及び係留設備の一部ではない台座及び基部：total 2.0 mm
- (3) 本会が適当と認める規格に従わない曳航設備及び係留設備：total 2.0 mm

CSR-B&T 編 ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則

1 編 共通要件

1 章 一般原則

3 節 適合確認

2. 提出書類

2.2 図面及び補足計算書の提出

2.2.3 を次のように改める。

2.2.3 船上に備え付ける図面及び図書

最低限、次に示す図面及び図書を船上に備え付けなければならない。

((a)から(f)は省略)

(g) 曳航及び係留設備図~~=(11章3節参照)=~~

((h)及び(i)は省略)

8章 座屈

2節 細長比要件

3. 防撓材

3.1 防撓材の寸法

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 アンゲル材，L2 材及び T 形鋼のネット寸法

アンゲル材，L2 材及び T 形鋼のフランジの全幅 b_f (mm) は，次の評価基準を満足しなければならない。

$$\cancel{b_f \geq 0.25h_w}$$

$$b_f \geq 0.2h_w$$

11章 船楼, 甲板室及び艙装品

3節 艙装

記号を削る。

記号

~~本節に規定されない記号については, 1章4節による。~~

1. 一般

1.1 適用

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1

~~本節に規定する揚錨装置の仕様は, 船舶がバース待ち又は潮待ちなどをする際に, 港内又は閉囲された水域において一時的に係留するためのものである。錨泊のための設備については, 本会の関連規則によらなければならない。~~

1.1.2 及び 1.1.3 を削る。

~~1.1.2~~

~~本節に規定する艙装は, 荒天時に外洋に面した沿岸で船舶を保持する, 又は移動若しくは漂流している船舶を停止するためのものではない。その様な状況では, 揚錨装置に加わる荷重は, 装置の部品が損傷又は紛失する程度まで増加することがある。~~

~~1.1.3~~

~~揚錨装置に関する艙装数 (EN) の計算式は, 最大海流速度 2.5m/s , 最大風速 25m/s 及びアンカーチェーンの最小繰り出し比 6 を想定している。アンカーチェーンの繰り出し比とは, 繰り出したアンカーチェーンの長さとお水深の比とする。~~

~~船の長さが 135m を超える船舶にあっては, 揚錨装置に関する艙装数は, 最大海流速度 4.54m/s , 最大風速 11m/s 及び最大有義波高が 2m を想定して算出して差し支えない。~~

~~通常, 船舶は一度に1組の船首アンカーとアンカーチェーンを使用することを想定している。~~

2.及び3.を削除する。

2. 艙装数計算 (削除)

3. 揚錨設備 (削除)

4 節 甲板機器及び艀装品の支持構造

記号を削る。

記号

~~本節に規定されない記号については、1章4節による。~~

~~SWL：安全使用荷重で、4.1.4の規定による。~~

~~直応力：曲げ応力と軸応力の和であって、対応するせん断力と直交する。~~

1. 一般

1.1 適用

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1

~~本節に規定する甲板機器及び艀装品の支持構造に関する資料は、本会に提出して承認を得なければならない。~~

~~本節は、次に掲げる(a)から(e)の機器及び艀装品の支持構造及び台座に対する寸法要件を含むものである。~~

~~(a) ウインドラス~~

~~(b) チェーンストップ~~

~~(c) ムアリングウインチ~~

~~(d) 甲板クレーン、デリック及びリフティングマスト~~

~~(e) ボラード、ビット、フェアリード、スタンドローラ、チョック及びキャブスタン~~

~~甲板機器及び艀装品の支持構造及び台座については、本節の規定に加え、本会の関連規則によらなければならない。~~

1.1.2

甲板機器が操作荷重及び青波荷重のような様々な荷重を受ける場合には、それぞれの荷重に対して台座及び支持構造の強度評価を実施しなければならない。

1.2 提出書類

1.2.1

提出書類については、1章3節の規定による。

3.及び5.を削除する。

3. ムアリングウインチ (削除)

5. ボラードとビット、フェアリード、スタンドローラ、チョック及びキャブスタン (削除)